

建築物エネルギー消費性能基準への適合に係る
軽微な変更等説明書（住宅・標準計算）

下記について直前の（確認・中間検査）を受けた日以降に、申請に係る住宅の建築物エネルギー消費性能基準への適合について、建築基準法施行規則第3条の2に該当する軽微な変更がありましたので説明書を提出します。

(1) 直前の確認番号、年月日	第 号	年 月 日
(2) 設計者事務所名、氏名		
(3) 工事名称		
(4) 当初の省エネ適合判定	第 号	
番号、年月日	年 月 日	

● 軽微な変更の項目 ●

☐ 【A】省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更	
☐ ① 外皮の各部位の熱貫流率もしくは線熱貫流率又は日射熱取得率が増加しない変更（外皮面積が変わらない場合に限る。）、または開口部面積が増加しない変更	
☐ ② 通風等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更	
☐ ③ 空気調和設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更（制御方法等の変更を含む。）	
☐ ④ エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設	
☐ 【B】一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更	
☐ ≪前提条件≫ 変更前の設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）が基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）に比較し10%以上少ない建築物エネルギー消費性能確保計画に係る変更	
変更前のBEI	
変更後のBEI	

※変更内容は、①または②のどちらかのみに該当する変更

☐ ① 床面積			
☐ 主たる居室、その他の居室又は非居室の床面積について、それぞれ10%を超えない増減			
	主たる居室	非居室	その他居室
変更前の面積	m ²	m ²	m ²
変更後の面積	m ²	m ²	m ²
☐ ① 外皮			
☐ 外皮面積の合計に変更なし			
☐ 変更前の外皮平均熱貫流率、冷房期の平均日射熱取得率が基準値の0.9 倍以下に該当			
	UA値	η AC値	
変更前			
変更後			
※以下のいずれか（同時に二以上の変更を行う場合を除く。）			
☐ イ）開口部の面積増加分が外皮面積の合計の1/200を超えない変更			
☐ ロ）変更する開口部面積が外皮面積の合計の1/200を超えない場合の断熱性能、日射遮蔽性能もしくはその両方が低下する変更又は日射遮蔽部材をなくす変更			
☐ ハ）変更する外皮の面積の合計が外皮面積の合計の1/100を超えない場合の開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更			
☐ ニ）基礎断熱の基礎形状等の変更			

● 完了申請時に確認できない、軽微な変更 ●

☐ 【C】再計算によって基準適合が明らかな変更（建築物の用途や計算方法の変更を除く。）		
☐ 最終の通知書写しと申請図書一式を添付（当該様式の2枚目の記載は不要）		
(1) 適合判定通知書 [計画変更]	第 号	年 月 日
(2) 軽微変更該当証明書	第 号	年 月 日

(第二面)

● 軽微な変更の内容 ●

【A】・【B】に該当する場合に記載し、添付してください

(イ) 変更図書名	(ロ) 変更概要

(注1)この説明書は検査申請書と一緒に提出してください。

(注2)軽微な変更等の項目欄は、該当するものにチェックをしてください。

(注3)イ欄には、変更した添付図書等の名称を記載してください。

(注4)ロ欄には、軽微な変更の概要を項目ごとに箇条書きしてください。

(注5)内容が書ききれない場合は別添に記載してください。